

## 加須市ホームページ広告掲載募集要項

(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)

改正 平成23年10月12日一部改正

平成29年5月25日一部改正

令和4年12月1日一部改正

この要項は、加須市有料広告掲載要綱（平成22年加須市告示第1号）第12条に基づき、市のホームページにおける広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載場所及び位置)

- 1 広告の掲載場所は、公式ホームページのトップページとする。また、掲載位置は、市が指定した位置とする。

(広告を掲載できるものの範囲)

- 2 広告を掲載できるものの範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 事業を行う個人及び法人その他の団体

(2) その他市長が適当と認めるもの

(広告の規格)

- 3 広告の1枠当たりの規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 縦110ピクセル

(2) 横220ピクセル

(3) 30キロバイト以内

(4) GIF形式（アニメーション不可）

(広告の掲載期間)

- 4 広告の掲載期間は、1箇月を単位とし、連続する掲載期間は6箇月を限度とする。ただし、初めての掲載から連続して6箇月を経過後に更新する場合は、12箇月を限度とすることができる。

なお、掲載始期は月の初日の午前8時30分とし、掲載終期は月

の末日の午後5時とする。

(広告の掲載料)

5 1箇月当たりの広告の掲載料は、1枠10,000円とする。

(掲載枠等)

6 広告の掲載枠は、15枠とし、原則として一事業者につき1枠とする。ただし、掲載枠に2枠以上の空きがある場合は、一事業者につき2枠とすることができる。

6の2 同時期に複数のものから掲載の申込みがあった場合であつて、前項の掲載枠の上限を超える見込みがあるときは、次に掲げる優先順位に基づき、掲載の可否を決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公共的団体、公益法人及びこれらに準ずるものの広告
- (2) 公共的性格を有する企業等のうち、市内に事業所等を有する者の広告
- (3) 前号に規定するもの以外の企業及び自営業で市内に事業所等を有するものの広告
- (4) 前各号に該当しないもので、広告として掲載することが適当であると市長が認める広告

(広告の掲載順)

7 広告の掲載順は、受付順により、ホームページの上から順に掲載するものとする。ただし、連続して2箇月以上掲載する場合は、1箇月単位で上欄へ移動するものとする。

(広告掲載料の納入)

8 広告掲載の決定通知を受けた者は、市長の指定する期日(以下「指定期日」という。)までに第5項に規定する掲載料を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の返金)

9 広告掲載の決定通知を受けた者が、第5項に規定する掲載料を納入した後に掲載を取り止める場合は、その事由が発生した月の翌月分以降の広告掲載料を返金するものとする。ただし、第10項(3)に基づき広告掲載の取消しをする場合は、この限りではない。

(広告掲載の取消し)

10 市長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに掲載料を納付しなかった場合

(2) 指定期日までに広告原稿を提出しなかった場合

(3) 広告の内容、デザイン、リンク先のホームページ内容等が、法令又はこの要項に違反した場合

(掲載希望者の責任等)

11 広告の内容に関する一切の責任は、掲載希望者が負うものとし、広告原稿の作成経費は、掲載希望者の負担とする。

附 則

この要項は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年10月12日から施行し、この要項による改正後の第9項の規定は、同年9月14日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年5月25日から施行する。

附 則 (令和4年11月29日総合政策部長決裁)

(施行期日)

1 この要項は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3項の規定は、この要項の施行の日以後に掲載の申込みがあった広告について適用し、同日前に掲載の申込みがあった広告については、なお従前の例による。